

平成23年11月

検査実施料新設のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発1031第5号」により、下記項目につき検体検査実施料が平成23年11月1日より新規適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。
敬具

***** 記 *****

■適用が拡大された検査項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
肺炎球菌細胞壁抗原 (定性)	210 点	免疫 144 点	「D012」 感染症免疫 学的検査の 「23」	ア. 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ. 次のいずれかの場合に算定する。 (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合。 (ロ) <u>イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合。</u> ウ. 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。